

# 中央労基協 Report

令和2年5月

## 着任のご挨拶

中央労働基準監督署長 くどう 工藤 たきみつ 滝光



この度、4月1日付けの人事異動により中央労働基準監督署長に着任いたしました工藤でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

公益社団法人東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部及び会員の皆様には、日頃から当署が推進する労働基準行政につきまして、格別のご理解とご協力をいただきしておりますことに厚く御礼申し上げますとともに、引き続き前任者同様にご支援を賜りますようお願ひいたします。

私は、昭和60年奈良労働局を振り出しに、昭和63年東京局に異動となり局内各監督署に勤務し、この間栃木・岩手労働局勤務を経て、最近では局監督課、総務課、亀戸署長を経験してまいりました。当署での勤務は平成16年に次いで2度目となります。昨年度は局総務部総務課におり、1年ぶりの現場となりますが、千代田・中央・文京区の事業場と労働者の方々が安心して働くように、微力ながら努力してまいりたいと考えております。

さて、昨年度は令和の時代が幕を開き、ラグビーワールドカップの国内開催で大いに沸いた一方で、秋口からかつて経験したことがない大型台風、大雨に見舞われ、自然災害がもたらす甚大な被害とともに幾多の教訓を遺し、来るべき次にいかさなければならぬと考えていた矢先、さらに全世界的ともいえる人類の困難にさらされることになり、新型コロナウィルス感染症の影響により、2020 東京オリンピック、パラリンピックが延期されることとなり、経済等への影響が懸念されているところであります。今まさに新型コロナウィルス感染症への対策は最重要課題であり、すべての国民が正しい情報を共有し、冷静で適切な行動が求められております。労働行政では、とりわけ雇用の維持の取組が喫緊の課題となっています。厚生労働省では、新型コロナウィルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置を講じているところですが、これをさらに拡大し、助成率の引き上げや支給要件を緩和し、雇用を守る施策を打ち出したところです。当署としても、ハローワークとの連携のもと、管内の雇用を守るために、関係団体、関係機関との連携を一層図りつつ、地域社会からの様々な期待に応える行政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、「誰もが安心で働き、能力を発揮できる東京」を目指し、「長時間労働のは正及び過重労働による健康障害の防止の徹底」と「中小企業を中心とする改正労基法等の周知及び支援」を重点課題として、各種施策を展開してまいりたいと考えております。中でも、中小企業に対する時間外労働の上限規制の適用のため中小企業事業主の皆様への支援の充実に特に力を入れてまいります。

労働災害の状況をみると、当署管内の令和元年の死者数は3人で一昨年と同数、また、休業4日以上の死傷者数は、一昨年比で-7.2%減の974人となっています。

発生状況をみると、商業・接客娯楽業・ビルメンテナンス業など第三次産業の割合が8割以上と高くなっています。

災害増加の要因としては、働く人の高齢化による身体能力の衰え、災害防止のノウハウが少ない第三次産業での労働者の増加、人手不足を背景とした安全衛生管理体制の不備、未経験者の増加、新たに雇い入れた労働者、配置転換された労働者への安全衛生教育が十分ではないことなどがあるものと考えております。これらを踏まえ、第三次産業の災害防止等を重点に対策を講じていきます。

また、労働災害に被災された方々に対しては、安心して治療に専念していただき、早期に職場復帰ができるよう、懇切丁寧な対応、迅速・適正な処理を行ってまいります。

署と協会は労働基準行政の推進のための車の両輪であると思っております。円滑な連携のもと、労働災害防止はもちろんのこと、労働者の心身の健康や労働条件、職場環境の向上の取組を推し進め、本年度も労働行政に寄せられる期待に応えるべく、積極的に施策を展開してまいりますので、引き続き、皆様のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、すべての人々が安心して働く職場環境を実現するため、自主的かつ積極的な活動を継続しておられる公益社団法人東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、そして、この困難な時期を乗り越え御繁栄の道が開かれること心から祈念申し上げ着任の挨拶とさせていただきます。

## 令和2年度中央労働基準監督署の行政運営



千代田区(東京駅と大手町)



中央区(銀座)



文京区(東京ドーム)

### 【管内概況】 中央労働基準監督署管轄区域 = 千代田区・中央区・文京区・島部

**千代田区**：中央官庁及び全国的に展開する企業、世界的にも著名な企業の本社、銀行業、新聞社等が集中する政治経済の中心。

**中央区**：証券業、卸売・小売業が集中する商業の中心地。臨海部の開発が進行中。

**文京区**：古くからの文京地域であり、印刷関連産業、大学、大学付属病院などの教育研究業、大規模病院が多く存在。

**伊豆諸島**：観光、水産業等が主要産業。(2町6村)

- 管内約7万9千の事業場に約179万人の労働者が勤務
- 全国の上場企業本社のうち、約2割が管内に立地
- 管内では高層マンション、都市再開発事業に伴う工事など大型の建設工事が多く施工されており、請負金額50億円以上の大規模工事の現場数は高水準で推移している(約50～60の現場数で推移)

### 令和2年度 中央労働基準監督署の重点対策

「誰もが安心して働き能力を發揮できるTOKYOへ」をスローガンに

#### 1 働き方改革の推進のために

- (1) 改正労基法等に基づく長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止対策
- (2) 中小企業等に対する改正労働基準法の周知及び支援
- (3) 懇切・丁寧な相談対応と相談等を契機とした監督指導の実施
- (4) 迅速・適正な申告処理
- (5) 最低賃金の周知・広報と履行確保

#### 2 安全で健康に働くことができる職場づくりのために

- (1) 第三次産業を中心とした労働災害防止対策
- (2) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

#### 3 被災労働者とその家族が安心して生活するために

# 令和2年度 重点対策の具体的な内容

## 1 働き方改革の推進のために

### (1) 改正労基法等に基づく長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止対策

脳・心疾患や精神障害等の労災補償請求件数が高水準で推移し、長時間労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止を図るため、次の事項を重点として取り組みます。

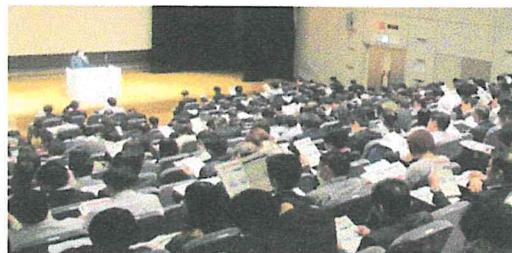
- ①時間外労働・休日労働に関する協定届の適正な締結と上限規制の遵守
- ②長時間労働（月80時間を超える時間外・休日労働）が疑われる事業場に対する監督指導の実施

臨検監督の違反内容と違反率



### (2) 中小企業等に対する改正労働基準法の周知及び支援

平成31年4月から施行された改正労働基準法等について、皆様に内容を理解していただくため、署内に「労働時間相談・支援コーナー」を設置するほか、中小企業等への新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を十分に配慮した重点的かつ丁寧な対応を行います。



### (3) 懇切・丁寧な相談対応と相談等を契機とした監督指導の実施

- ①来署される方、電話等でお問い合わせされる方に対して、懇切丁寧な対応
- ②総合労働相談コーナーでは、労使間のトラブル等について様々なご相談に対応するとともに、トラブル解決に向けたあっせん等の受付
- ③相談や寄せられた情報の内容から労働基準法関係法令違反のおそれのある事業場に対する監督指導の実施

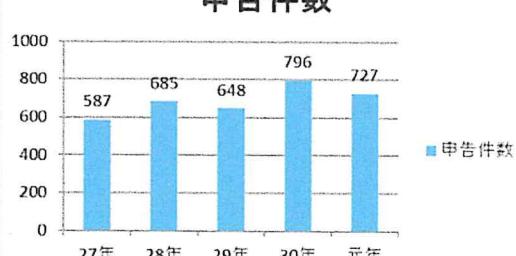
来署・電話等相談件数



### (4) 迅速・適正な申告処理

- ①賃金不払、解雇等について、労働基準法違反が疑われる事案について、労働者からの申告に基づき、事業主から事実確認を迅速に行い、違反が認められた場合、速やかに是正するよう行政指導を実施
- ②事実上の倒産をした事業場等の賃金未払労働者に対する、未払賃金立替払制度の迅速・適正な運用

申告件数



### (5) 最低賃金の周知・広報と履行確保

東京都（地域別）最低賃金は、時間額1013円  
(令和元年10月1日発効)

## 2 安全で健康に働くことができる職場づくりのため

### (1)第三次産業を中心とした労働災害防止対策

第13次労働災害防止計画（平成30年度～34年度）の三年目となる本年度は、東京労働局計画目標「死亡災害の15%減少、死傷災害の5%減少」の達成に向け、死傷災害の約8割を占める第三次産業（小売業、飲食店、ビルメンテナンス業を重点）と死亡災害が多発する建設業を中心に次の取組を重点に進めます。

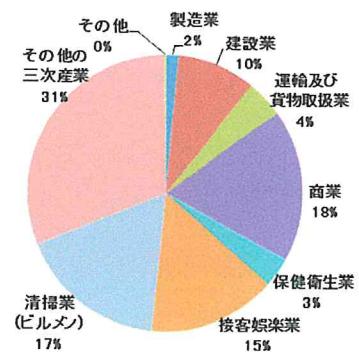
- ①第三次産業（小売業・飲食店・ビルメンテナンス業等）に対して、集団指導・個別指導等を通じ、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり運動」の推進を図ります。
- ②建設業に対して、店社による傘下建設現場への指導力を向上させるため、個別指導のほか集団指導や各種安全大会等により指導します。また、大規模工事現場に対しても集団指導を定期的に実施し指導します。
- ③事故の型別で災害が最も多い転倒災害の防止について、個別指導、集団指導、団体との連絡会議等で「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知を行い、事業場における転倒災害防止対策を推進し定着を図ります。

### (2)健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

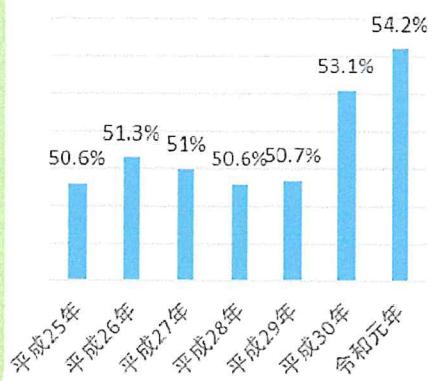
健康確保推進のため次の取組を重点に進めます。

- ①「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく取組を周知し、熱中症予防対策を推進します。また腰痛等の職業性疾病対策の徹底を図ります。
- ②働き方改革関連法による新安衛法等の内容について、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないよう周知を図るほか、監督・個別指導において、新安衛法による改正項目に対し指導・援助を行います。
- ③ストレスチェック制度の実施徹底を図るとともに、集団分析結果を活用した職場環境改善について自主的な取組の推進を図ります。
- ④化学物質の製造・取扱事業場に対し、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則の履行確保のための指導を行います。
- ⑤吹き付け石綿除去工事等の届出の徹底、適正な施工について指導し石綿障害防止対策の徹底を図ります。

令和元年休業4日以上災害  
(計974件)



定期健康診断有所見率の推移



## 3 労災被災者とその家族が安心して生活するために

被災者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰ができるよう、また、事業主間の公平が図られるよう、以下の取組を重点的に進めていきます。

- ①労働保険の未手続事業の一掃対策の推進
- ②労働保険料等の適正徴収
- ③過労死等事案などの的確な労災認定
- ④労災補償業務の迅速・適正な事務処理の徹底

労災請求件数

